

鹿 児 島 県 公 報

平成27年 4 月 21 日（火）第3103号

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 土地改良区の役員の就退任の届出 (農地整備課取扱い) 1
- 公共測量の終了（2件） (監理課取扱い) 2
- 歳入の徴収事務の委託 (管財課取扱い) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 大規模小売店舗の新設に関する公告 (商工政策課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 4

公 告

公 安 委 員 会 告 示

告 示

鹿児島県告示第424号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成27年 4 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林の所在場所
薩摩川内市下甕町手打字高野2681番，字田向2751番2，2752番，2753番，2754番1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は，択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は，当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は，次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次のとおり」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第425号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により，笠野原土地改良区の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成27年 4 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 就任した役員の氏名及び住所
 理事 松下 逸馬 鹿屋市白崎町13番16号
 理事 蛭川 信幸 鹿屋市串良町細山田5171番地 4
 (任期 平成27年 3 月 31 日から平成29年 2 月 20日まで)
- 2 退任した役員の氏名及び住所
 理事 小島 政雄 鹿屋市新川町5279番地
 理事 稲田 昌豊 鹿屋市串良町細山田4053番地

鹿児島県告示第426号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、大隅地域振興局長から平成26年11月18日鹿児島県告示第1082号で告示した公共測量の実施は、平成27年 3 月 16 日終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第427号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、大隅地域振興局長から平成26年11月18日鹿児島県告示第1083号で告示した公共測量の実施は、平成27年 3 月 16 日終了した旨の通知があった。

平成27年 4 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第428号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第 1 項の規定により、歳入の徴収の事務を次のとおり委託した。

平成27年 4 月 21 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 歳入の種類
 鹿児島県財産に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第12号）別表に定める使用料
- 2 委託の相手方
 鹿児島市新屋敷町26番地 8
 株式会社ガードシステム鹿児島
- 3 委託期間
 平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月 31 日まで

始良・伊佐地域振興局告示第 5 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第 46条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成27年 4 月 21 日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
始良市社協あい ら居宅・重度訪 問介護事業所	始良市宮島町13 番地 9	社会福祉法人始 良市社会福祉協 議会	始良市宮島町13 番地 9	肥後 利治	平成27年 3 月 31 日	居宅介護 ・重度訪 問介護

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成27年4月21日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成27年4月21日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成27年4月21日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンタートライアル東開店
鹿児島市東開町字東開3番16 外3筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男
福岡市東区多の津一丁目12番2号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月1日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,604平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物南西側 176台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南西側 50台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物内南東側 119平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
廃棄物等保管施設1 建物内北東側 27立方メートル
廃棄物等保管施設2 建物内南東側 6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口2箇所 建物敷地南西側及び西側
出口1箇所 建物敷地南東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成27年3月31日

鹿児島県公安委員会告示第38号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成27年4月21日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R 弾球黙示録カイジ3W A A 2	株式会社高尾	5P0199